

（宛先）京都市長

（申込者）住所 〒

氏名

電話

物件情報登録申込書

京都安心すまいバンク実施要綱（以下「要綱」という。）に定める趣旨等を理解し、空き家バンクに空き家等の物件情報の登録を希望するため、要綱第5条第2項の規定により提出します。

1 物件情報の登録を希望する空き家等の所在地

京都市_____区_____

（京都市空き家活用・流通支援専門家派遣制度の利用時期：_____年____月頃）

2 登録内容

別紙「物件情報登録カード」に記載のとおり

3 登録を申し込むに当たり、次の事項を誓約します。

- ・ 提出書類の記載内容は事実と相違ないこと。
- ・ 空き家バンクから知り得た個人情報の取扱いについて、要綱第15条を順守すること。
- ・ 申込者は京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4 登録を申し込むに当たり、次の事項に同意します。

- ・ 市長が、物件情報登録カードの情報に、京都市空き家活用・流通支援専門家派遣実施時の写真や所見書、登記事項証明書等により必要と認める加筆・修正等を加えたうえで登録する場合があること。
- ・ 市長が、登録した物件情報のうち、所有者等が特定されるものを除き、申込者の希望する範囲内において公開すること。
- ・ 市長が、登録要件を満たしているかを確認するために必要な事項を調査し、及び関係機関へ照会を行うこと。
- ・ 誓約事項に反する事実が判明したときは、市長は登録を取り消すこと。
- ・ 空き家バンクを通じて行われる物件情報登録者と利用希望情報登録者との間の空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉及び契約には、京都市は一切関与しないこと。また、これらに関する疑義、紛争等については、当事者間で解決すること。
- ・ 空き家等の物件情報の登録その他の空き家バンクの利用並びに空き家バンクを通じて行われる物件情報登録者と利用希望情報登録者との間の空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉及び契約により損害（第三者への損害を含む。）が発生した場合であっても、その賠償について、京都市は一切の責めを負わないこと。

5 添付書類

- ・ 物件情報の登録を希望する空き家等の建物及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
 - ・ 物件情報登録カード（第2号様式）
 - ・ 申込者の本人確認書類（免許証など写真付きの身分証明書等）の写し
- ※ 上記の書類のほかに、市長が必要と認める書類の提出を求めています。